

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の利用を考えていらっしゃる皆様へ

公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会

平成30年7月6日から降り続いた大雨に端を発する平成30年7月豪雨により、松山市、宇和島市、大洲市、西予市など複数の市町において、床上浸水、床下浸水、崖崩れ等の甚大な被害が発生しました。

被災された皆さまにおかれましては、大変なご心労のこととお察しし、心よりお見舞いを申し上げます

さて、平成30年7月豪雨においては、災害救助法が適用されています。

豪雨災害の影響により、住宅ローン、住宅リフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の被災者の方は、破産手続き等の法的倒産手続きによらず、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則(「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」)の適用がなされます。

このガイドラインには、一定の要件のもとで債務整理が行われることにより、財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができる、或いは、債務整理をしたことが信用情報として登録されないなどの特徴があり、これにより、債務者の生活や事業の再建が可能となります。

ガイドラインによる債務整理の手続きにおいては、弁護士や不動産鑑定士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。

公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会では、このガイドラインに基づく登録支援専門家の委嘱依頼を、平成30年9月19日から開始しました。

不動産鑑定士は、土地や建物の「価値」を見極める専門家であり、中立、公正な立場で被災者の支援を行います。

当協会への委嘱依頼までの手続きは、別紙「委嘱依頼までの手続き」をご覧ください。

以上

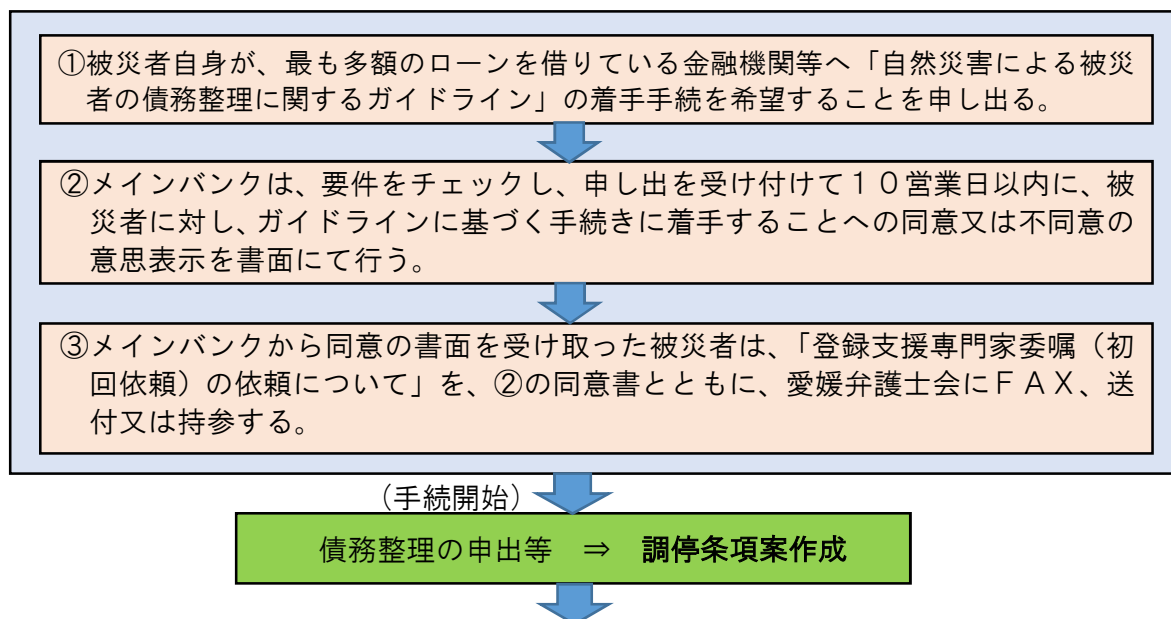
～委嘱依頼までの手続き～

1 不動産鑑定士への支援依頼について

- 本ガイドラインに基づく債務整理を希望する方は、最初に金融機関等に申し出て頂き、メインバンクからの同意を受けて、愛媛弁護士会に登録支援専門家（弁護士）の委嘱依頼を行う必要があります。
- 登録支援専門家（弁護士）の委嘱後、債務整理の手続きが開始されると、対象債務者は、登録支援専門家（弁護士）の支援を受けて調停条項案を作成することとなり、その際に、債務整理の申出時点の財産の評定を行う必要があります。
- この財産の評定を行うに当たり、登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会に「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を提出して頂き、追加委嘱を受けた登録支援専門家(不動産鑑定士)が不動産の評価を行うこととなります。

2 委嘱手続きの流れ

(1) 愛媛弁護士会への委嘱依頼 (愛媛弁護士会 HP : <http://www.ehime-ben.or.jp/>)



(2) 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会へ委嘱依頼

- 委嘱された登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、別紙の「[登録支援専門家追加委嘱の依頼について](#)」を、借入先一覧若しくは債権者一覧表とともに公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会に郵送又は持参する。

【公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会】

〒790-0003 松山市三番町4丁目8-7 第五越智ビル6F

TEL : 089-941-8827